

子どもの健やかな成長を支える

子ども・子育て支援新制度

来年4月スタート

□問い合わせ　住民課福祉班　℡78-3113(内116)

子育てしやすく働きやすい社会を目指して、子育て家庭を支える新たな制度が平成27年4月から本格的にスタートします。

新制度は、「子ども・子育て支援法」に基づき、支援の質と量を充実させるための子育てに関する課題解決に向けた全国的な取り組みです。全ての子どもが健やかに育つためには、社会全体で子育てを支えていくことが大切です。子どもを生み、育てることに喜びを感じられる社会の実現に向け本町でも動き出しています。

ここでは、新制度の概要と新制度施行に伴う保育所・幼稚園入所の手続きについてお知らせします。

※制度内容などの記載事項は今後の国の動向や町の運営方針などにより変更になる可能性もあります。

①保育の必要性の認定について

新制度では、保育所・幼稚園の施設や事業を利用する場合、「認定」を受けてもらいます。

「認定」は、保護者の就労状況や希望に応じ「教育標準時間認定（幼稚園利用）」、「3歳以上・保育認定（保育所利用）」、「3歳未満・保育認定（保育所利用）」の3つに区分されます。「保育認定」を受ける場合は保護者の就労時間などに応じ、さらに「保育標準時間」、「保育短時間」に分かれます。

※すでに入園している人も引き続き入園する場合は、「認定」手続きが必要となります。

②利用者負担（利用料）について

新制度に移行後の利用者負担は、国が示す基準額をもとに、保護者の所得に応じこれまでの負担水準やサービスにかかる費用などを考慮し、町が決定します。

【必要な認定手続き】

3歳以上で、教育を希望する場合
ー1号認定ー
教育標準時間認定
《本町での利用先》
津奈木幼稚園

3歳以上で、保育が必要な場合
ー2号認定ー
3歳以上・保育認定
《本町での利用先》
津奈木保育園・津南保育園

3歳未満で、保育が必要な場合
ー3号認定ー
3歳未満・保育認定
《本町での利用先》
津奈木保育園・津南保育園

2号・3号認定を受けるとき、保護者の就労時間に応じ保育所を利用できる時間が2つに分かれます。
○保育標準時間
1日11時間までの利用
○保育短時間
1日8時間までの利用

平成27年度
保育所・幼稚園の入所募集及び利用手続きについて

平成27年度の保育所・幼稚園入所者を次の通り募集します。希望する人は期間内に申し込んでください。

ー幼稚園の利用を希望する場合ー

①幼稚園または教育委員会に応募し、入園の内定後に利用施設を通じて1号認定の申請をしてもらいます。

②幼稚園に提出された申請をもとに認定証を交付し幼稚園と契約を行います。

■募集定員　105人

■入所資格

平成21年4月2日～平成24年4月1日までに生まれたお子さんで、町内に住所を有する幼児。

■受付期間

平成26年12月8日（月）～平成27年1月30日（金）



ー保育所の利用を希望する場合ー

①認定申請と保育所の利用希望を同時に町に行ってください。役場窓口及び保育所に備え付けの認定申請及び入所申込書に各必要書類を添えて提出してください。

②認定されると、町から認定証が交付され、希望する保育所と利用調整のうえで、町と契約を行います。

※認定について、就労している人は月に48時間以上の就労があることが必要です。

■対象児童

両親（両親が別居している場合は面倒を見ている人）が就労などにより児童の保護・養育が困難な場合で、保育実施基準に基づくもの。

■募集定員

津奈木保育園　90人

津南保育園　90人

※本町以外の保育所を希望する場合は、協議が必要です。手続き時にお知らせください。

■入所資格

本町に住所を有し、入所実施基準に該当する児童。

■受付期間

平成26年12月8日（月）～平成27年1月30日（金）

■保護者面接

平成27年2月予定